

## 6 月補正予算案（特別給付金分）の概要

[6 月市議会定例会]

◎一般会計

補正予算額	271,675 千円	予算累計額	50,141,510 千円
-------	------------	-------	---------------

〈補正内容〉

- 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業(その他世帯分) [所管：保険年金課]  
 (予算書事業名：子育て世帯生活支援特別給付金支給事業(その他世帯分))

93,588 千円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)を支給するため補正するもので、全額国庫支出金をもって賄うもの

1 給付額

児童 1 人当たり一律 5 万円

2 支給対象者

次のいずれかに該当する者

- (1) 令和 4 年 4 月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である者(申請不要)
- (2) 対象児童(令和 4 年 3 月 31 日時点で 18 歳未満の児童(障害児については 20 歳未満))の養育者であって、次のいずれかに該当する者(要申請)
  - ア 令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である者
  - イ 直近で収入が減収し、令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者(家計急変者)

〈積算内容〉

	所要額		現計額		補正額
会計年度任用職員報酬	831	—	0	=	831 千円
会計年度任用職員給料	1,092	—	0	=	1,092 千円
会計年度任用職員職員手当等	323	—	0	=	323 千円
社会保険料	329	—	0	=	329 千円
会計年度任用職員共済組合費	72	—	0	=	72 千円
会計年度任用職員費用弁償	54	—	0	=	54 千円
消耗品費	500	—	0	=	500 千円
印刷製本費	350	—	0	=	350 千円
通信運搬費	781	—	0	=	781 千円

手数料	176	—	0	=	176 千円
システム変更委託料	4,941	—	0	=	4,941 千円
窓口受付業務委託料	3,189	—	0	=	3,189 千円
電話回線開設業務委託料	350	—	0	=	350 千円
使用料及び賃借料	600	—	0	=	600 千円
子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)					
	80,000	—	0	=	80,000 千円
計					93,588 千円

○住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業 [所管：社会福祉課]

(予算書事業名：住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業)

102,873 千円

住民税非課税世帯等に対し給付している臨時特別給付金について、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」において、令和4年度非課税世帯を対象にするなど支給要件が変更されたことから、給付に必要な経費を補正するもので、全額国庫支出金をもって賄うもの

1 給付額

1 世帯当たり 10 万円

2 支給対象(※下線部は当初予算時からの変更点)

(1) または(2)に該当する世帯の世帯主。ただし、既に本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯および当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(1) 住民税非課税世帯

ア 基準日(令和3年12月10日)における世帯員全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

イ 基準日(令和4年6月1日)における世帯員全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(2) 令和4年1月以降の家計急変世帯

※ (1)は各基準日時点、(2)は申請日時点において本市の住民基本台帳に記録されている世帯が対象

※ (1)(2)いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外

3 支給方法

上記2(1)の世帯はプッシュ型(確認書等返送必要)で、(2)の世帯は申請方式

<積算内容>

	所要額		現計額		補正額
システム開発委託料	3,454	－	1,161	=	2,293 千円
コールセンター等委託料	1,160	－	580	=	580 千円
住民税非課税世帯等臨時特別給付金					
	132,100	－	32,100	=	100,000 千円
計					102,873 千円

○子育て世帯生活支援特別給付金支給事業(ひとり親世帯分) [所管：子育て支援課]

(予算書事業名：児童福祉一般経費)

75,214 千円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給するため補正するもので、全額国庫支出金をもって賄うもの

1 給付額

児童1人当たり一律5万円

2 支給対象者

次のいずれかに該当する者

- (1) 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者(申請不要)
- (2) 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者(要申請)
- (3) 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者(家計急変者)(要申請)

<積算内容>

	所要額		現計額		補正額
消耗品費	57	－	0	=	57 千円
印刷製本費	50	－	0	=	50 千円
通信運搬費	169	－	0	=	169 千円
手数料	108	－	0	=	108 千円
システム変更委託料	330	－	0	=	330 千円
子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)					
	74,500	－	0	=	74,500 千円
計					75,214 千円